

奈良市公報

号外第4号 平成26年3月後半公営企業等

平成27年3月5日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

監査

- 定期監査の実施結果……………1
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表……………4

公営企業

- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………4
- 上下水道組織統合及び消費税率の引上げ等に伴う関係規程の整理に関する規程……………4
- 会計帳簿等の様式に関する規程を廃止する規程……………21
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………21
- 昭和62年奈良市水道局告示第2号（奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の廃止……………21
- 昭和55年奈良市水道局告示第9号（奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書）の一部改正……………21
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………32
- 上下水道組織統合に伴う関係要綱の整理に関する告示……………32
- 平成12年奈良市水道局告示第24号（奈良市水道局告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示）の廃止……………35

消防

- 奈良市防火基準適合表示要綱……………35
- 奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令……………41
- 奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令……………41
- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令……………41

教育委員会

- 奈良市立精華幼稚園及び鼓阪幼稚園の臨時休園……………41
- 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………41
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……………42
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………42
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………43
- 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正す

る告示……………44

選挙管理委員会

- 奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数……………44

監査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年3月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
同 松田 末作
奈監第23号
平成26年3月26日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 土田 敏朗 様
奈良市選挙管理委員会委員長 西久保 武志 様
奈良市農業委員会会長 大西 崇夫 様

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
同 松田 末作

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部

環境事業室 企画総務課（衛生浄化センターを含む。） 収集課
環境清美工場
環境政策課 エネルギー政策課
産業廃棄物対策課

都市整備部

都市計画室 J R奈良駅周辺整備事務所
西大寺駅周辺整備事務所

建設部

道路室 土木管理課 道路建設課
下水道室 下水道総務課 下水道維持課
下水道建設課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

(水道局)

業務部

総務課 料金お客様課

(西部営業所を含む。)

技術部

配水課 給水課 水質管理課

2 監査期間

平成26年1月14日～同年3月26日

3 監査方法

平成25年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成25年11月末日現在(水道局については、同年12月末日現在)の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

企画総務課(衛生浄化センターを含む。)

(1) 収集業務の平準化に伴う収集作業員(臨時職員及び非常勤嘱託職員)用作業服の購入に関する2件の契約について、契約書が作成されていなかった。契約書の作成を省略することができる場合を定めた奈良市契約規則第21条第1項第1号各号に該当しないため、契約書を作成されたい。

(2) 収集業務の平準化に伴う収集作業員(臨時職員及び非常勤嘱託職員)用作業服の購入に関する1件の随意契約について、予定価格調書及び請書が作成されていなかった。奈良市契約規則第18条及び第21条第2項の規定に基づき、予定価格調書及び請書を作成されたい。

(3) 管理している公用車(業務用車4台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者(企画総務課長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、別の様式の運転日報を作成し、公用車管理者に報告していなかった。公用車を使用した場合には、当該運転報告書を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者に提出するよう改められたい。

収集課

事務連絡や動物死体収集の際に使用する公用車(業務用車14台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用

車管理者(収集課長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、運転報告書を作成せず、公用車管理者に報告していなかった。公用車を使用した場合には、当該運転報告書を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者に提出するよう改められたい。

環境清美工場

(1) 次の債権については、奈良市債権管理条例に則り、適正に債権管理を行われたい。

ア 一般廃棄物処分手数料の現年度分の未収債権について、奈良市債権管理条例第5条の規定に基づく債権管理台帳が作成されておらず、督促状の発行及び催告が行われていなかった。

イ 雑入の破碎スクラップ、アルミスクラップ、大型鉄、廃自転車売却収入の過年度分の未収債権について、奈良市債権管理条例第5条の規定に基づく債権管理台帳が作成されておらず、平成21年度に催告書を発送して以来、回収のための取組が特に行われていなかった。

(2) 家庭ごみ及び事業所ごみの一般廃棄物処分手数料について、独自の金種表を用いて現金の管理をしているため、釣銭と収入の総額を確認した証跡がなく、出納員である所属長の確認も受けていなかった。環境清美工場で定めた公金等取扱マニュアルに則り、適正に事務処理を行われたい。

(3) ショベルローダー等運転技能講習、ガス溶接技能講習、クレーン運転業務特別教育講習などの講習を職員に受講させる際、旅行命令簿が作成されていなかった。また、利用交通手段は、職員の私用車であるため、旅費を支給していないとのことであったが、奈良市公用車管理規則第22条第1項本文の規定によると、私用車は原則として公務に使用してはならないことになっている。適正な事務処理を行われたい。

(4) 行政財産の目的外使用の許可を新たに行う際、決裁区分を課長専決としていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。

(5) 管理している公用車(業務用車2台)のうち、1台の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者(環境清美工場長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、別の様式の公用車使用簿を作成し、公用車管理者に報告していなかった。公用車を使用した場合には、当該運転報告書を作成し、翌日の使用時までには公用車管理者に提出するよう改められたい。

都市整備部

JR奈良駅周辺整備事務所

行政財産の目的外使用の許可を新たに行う際、決

裁区分を課長専決としていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。

建設部

土木管理課

(1) 行政財産の使用料の減免を行う際、決裁区分を課長専決としていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。

(2) 次の債権については、奈良市債権管理条例に則り、適正に債権管理を行われたい。

ア 道路占用料の未収債権について、奈良市債権管理条例第5条の規定に基づく債権管理台帳が作成されておらず、督促状の発行及び催告が行われていなかった。

イ 法定外公共物占用料の未収債権について、収入未済一覧表により管理しているが、奈良市債権管理条例第5条の規定に基づく債権管理台帳が作成されておらず、督促状の発行及び催告が行われていなかった。

(3) 道路占用許可の更新において、決裁手続を経ずに更新を行い、許可証と納入通知書を発行しているものがあつた。決裁手続を経た上で許可の更新を行われたい。

(4) 法定外公共物占用料の新規の申請受付について、すべて受付印がなく、申請日の記載のない申請書が散見され、申請書をいつ収受したのかわからない状況であつた。また、保存している決裁文書に添付されている許可証の控えに許可日と占用期間の起点日の記載がないものがほとんどで、保存文書からは、許可日等の確認ができない状況であつた。すべての申請書に受付印を押し、交付した許可証の内容が把握できるように適正文書管理を行われたい。

(5) 法定外公共物占用料について、奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条第4項本文では、市長が納入期日を指定することとしているが、占用料の納期限を通知していなかった。納期限を指定する必要がある。

(6) 窓口で現金を取り扱う上で、次のような事務手続を行っていたので、土木管理課で定めた公金等取扱マニュアルに則り、適正に事務処理を行われたい。

ア 雑入のコピー代については、領収書の必要な人だけに発行し、すべてについて発行していなかった。

イ 土木手数料の地境明示手数料及び証明手数料並びに雑入のコピー代（以下「土木手数料等」という。）について、公金等取扱マニュアルに定める1週間ごとの調定が行われていなかった。

ウ 土木手数料等の金種表を、年度当初は作成し

ておらず、年度途中から一部分の記載のみで作成してはいるが、出納員である所属長の確認を経っていない時期があつた。

エ 公金等取扱マニュアルでは、土木手数料等の収納金額を担当者以外の者に定期的に再確認させ、金種表に押印するよう定めているが、行われた証跡がなかった。

オ 土木手数料等のつり銭資金を会計課から預かっているが、つり銭資金保管簿が作成されていなかった。

(7) 市営JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の使用料について、地方自治法施行令第158条第1項に基づき私人（指定管理者）に徴収の事務を委託しているが、同条第2項に基づく告示、公表がなされていなかった。適切に告示、公表されたい。

道路建設課

行政財産の目的外使用の許可を新たに行う際、決裁区分を課長専決としていた。部長専決事項であるので、奈良市事務専決規程に定める専決区分に従い、事務処理をされたい。

下水道建設課

カラー複合機及びカラープリンターの賃貸借について、単年度で契約を行っているが、別に、5年間の賃貸借契約を行う旨の覚書を結んでいた。地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約で当該賃貸借契約を締結されたい。

農業委員会事務局

証明手数料について、農業委員会事務局で定めた公金等取扱マニュアルでは前日に調定してからその日の午後3時までの間に収納したものを調定する定めになっているが、1週間から2週間分をまとめて、調定していた。公金等取扱マニュアルに則り、収納があつた日の翌日に調定をされたい。

5 意見

(水道局)

業務部

総務課

法律事務の処理に係る委託料について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、水道業務に精通しているという理由で、公益社団法人日本水道協会の顧問弁護士と随意契約を締結している。委託先の選定は、同協会の推薦のみに依拠している。同弁護士は、東京の弁護士事務所所属しており、当該契約では、相談を同弁護士事務所で行い、軽易なものについては、電話、ファックス及び電子メールで行うことができると規定されている。

一般的には、面談による相談がもたらす効果があると考えられるので、利便性及び経済性を考慮し、近隣において水道業務に精通した弁護士の選定を検討されたい。

(平成26年3月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人玉置寿子から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

平成26年3月28日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
同 松田 末作

別添省略

(平成26年3月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第1号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月26日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「及び附則第16項」を「、附則第16項及び第19項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

19 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、給料表の適用を受ける職員の給料月額の支給に当たっては、同表、第3条の2、附則第13項及び改正規程附則第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、給料表の額（附則第13項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）から、給料表の額（附則第13項に規定する特定職員にあつては、同項第1号の規定により計算した額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、第12条の2、第28条、第31条第3項及び第4項（第32条第4項において準用する場合を含む。）並びに第32条第3項並びに附則第13項第3号から第5号まで並びに第33条の規定により市長の事務部局の職員の場合においては、奈良市職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで及び第7条の規定を適用する場合における給料月額（第6条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）は、給料表の額とする。

(1) 職務の級が1級から5級までの職員 100分の2

(2) 職務の級が6級の職員 100分の4

(3) 職務の級が7級の職員及び職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円以下のもの 100分の5

(4) 職務の級が8級の職員でその支給される管理職手当の額が74,800円を超えるもの並びに職務の級が9級及び10級の職員 100分の6

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市水道局管理規程第2号

上下水道組織統合及び消費税率の引上げ等に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成26年3月27日

奈良市水道事業管理者
池田 修

上下水道組織統合及び消費税率の引き上げ等に伴う関係規程の整理に関する規程

（奈良市水道局組織規程の一部改正）

第1条 奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次を次のように改める。

奈良市企業局組織規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条）

第3章 事務分掌

第1節 経営部（第3条—第6条）

第2節 上水道部（第7条—第12条）

第3節 下水道部（第13条—第16条）

第4節 その他（第17条）

第4章 職制（第18条—第21条）

第5章 その他（第22条—第25条）

附則

第1条中「奈良市水道事業の設置等に関する条例」を「奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「水道局」を「企業局」に改める。

第2条第1項中「業務部」を「経営部」に改め、同「技術部」を「上水道部」及び「下水道部」に改め、同

条第2項を次のように改める。

2 前項の経営部、上水道部及び下水道部に次の課、室及び係を設置する。

経営部

経営管理課 経営係 財政係

情報管理室

総務課 総務係 人事係 給与係

経理課 経理第一係 経理第二係 入札係

料金お客様課 料金係 お客様係 計量収納係

上水道部

配水課 総務係 配水係 管路情報係 調整係
工事検査係
給水課 管理係 給水装置第一係 給水装置第二
係 給水装置第三係
漏水対策課 管理係 維持係 予防係
工務課 契約調整係 設計積算係 工務第一係
工務第二係 工務第三係
浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係 管理
第三係
水質管理課

下水道部

下水道総務課 総務係 計画係
下水道維持課 管理係 施設係 排水設備係
下水道建設課 下水道整備第一係 下水道整備第
二係
東部上下水道管理課 調整係 管理係 都祁・
月ヶ瀬管理係

第3章中「第1節 業務部」を「第1節 経営部」に
改める。

第3条第1項経営系の部分の第5号中「奈良市水道事
業中長期計画」の次に「、奈良市下水道事業中長期計画」
を加え、同項財政系の部分の第4号を第5号とし、同部
分の第3号を第4号とし、同部分の第2号の次に次の1
号を加える。

(3) 決算書の作成に関する事。

第3条第2項第2号中「水道局」を「企業局」に改め
る。

第4条を削る。

第5条給与に係の部分の第2号中「源泉所得の徴収及び
給付」を「源泉徴収」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、同条を次のように改める。

(経理課の事務)

第5条 経理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとす
る。

経理第一係

- (1) 水道事業の財務諸表の作成に関する事。
- (2) 水道事業に係る現金、有価証券の保管及び出納
事務に関する事。
- (3) 水道事業会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整
理に関する事。
- (4) 金融機関との契約及び連絡に関する事。
- (5) 水道事業計理状況の報告に関する事。
- (6) 水道事業の資金計画に関する事。
- (7) 水道事業の一時借入金に関する事。
- (8) 水道事業の公金の預託に関する事。
- (9) 水道事業の収入及び支出書類の審査に関する
事。
- (10) その他会計事務に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

経理第二係

- (1) 下水道事業の財務諸表の作成に関する事。

- (2) 下水道事業に係る現金、有価証券の保管及び出
納事務に関する事。
- (3) 下水道事業会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管
整理に関する事。
- (4) 下水道事業計理状況の報告に関する事。
- (5) 下水道事業の資金計画に関する事。
- (6) 下水道事業の一時借入金に関する事。
- (7) 下水道事業の公金の預託に関する事。
- (8) 下水道事業の収入及び支出書類の審査に関する
事。
- (9) 不動産の総括管理に関する事。
- (10) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (11) 固定資産の評価及び償却に関する事。
- (12) 固定資産台帳の整理保管に関する事。
- (13) アセットマネジメントの固定資産データに関す
る事。
- (14) 固定資産の保険の加入及び請求に関する事。
- (15) 庁舎管理(防火及び避難訓練を含む。)に関する
事。
- (16) 庁舎の電話、電気、ガス及び水道に関する事。
- (17) 庁舎の補修に関する事。
- (18) 公用車の総括管理及び整備指導に関する事。

入札係

- (1) 工事請負等の入札に関する事。
- (2) 指名登録に関する事。
- (3) 契約事務の総括に関する事。

第7条第1項料金係の部分の第1号中「水道料金」の
次に「、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料
(以下「水道料金等」という。)」を加え、同部分の第2
号中「水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」
という。)」を「水道料金等」に改め、同部分の第8号を
次のように改める。

- (8) 下水道使用開始、中止及び廃止等のデータ入力
に関する事。

同条第1項お客様係の部分の第5号中「業務指導」を
「指導」に改める。

同条収納係の部分及び計量係の部分削り、同条に次
の部分を加える。

計量収納係

- (1) 使用水量の計量及び認定に関する事。
- (2) 状況調査及び不正使用の取締りに関する事。
- (3) 計量ハンディターミナルシステムの管理に関す
る事。
- (4) 計量業務等に従事する委託業者の指導及び監督
に関する事。
- (5) 開閉栓に伴うメータの取付け及び取外しに関す
る事。
- (6) 水道料金等の収納及び現場料金精算事務に関す
る事。
- (7) 水道料金等の滞納整理に関する事。
- (8) 給水停止の手續及び処分に関する事。

同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第3章中「第2節 技術部」を「第2節 上水道部」に改める。

第8条管路情報係の部分の第1号中「マッピングシステム」を「水道事業のマッピングシステム」に改め、同部分の第2号中「配管図」を「水道事業の配管図」に改め、同部分の第3号中「アセットマネジメント」を「水道事業のアセットマネジメント」に改め、同条調整係の部分の第1号及び第2号中「部外者工事」を「水道事業の部外者工事」に改め、同条工事検査係の部分の第3号中「局工事」を「水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する施設をいう。以下同じ。）工事」に改め、同部分の第4号中「その他工事」を「その他水道施設工事」に改め、同条を第7条とする。

第9条管理係の部分の第1号中「分担金、加算分担金」を「水道施設分担金、水道施設加算分担金」に改め、同条給水装置第一係の部分の第3号中「違反工事」を「給水装置の違反工事」に改め、同条を第8条とする。

第10条管理係の部分の第1号中「修繕工事等」を「給配水管等修繕工事等」に改め、同部分の第2号中「修繕工事業務委託」を「給配水管等修繕工事業務委託」に改め、同条維持係の部分の第3号中「修繕工事」を「給配水管等修繕工事」に、同部分の第5号中「修繕用材料」を「水道修繕用材料」に改め、同部分の第6号の次に次の1号を加える。

(7) 予防係の第1号及び第2号の事務に関すること。

同条予防係の部分の第3号中「修繕」を「漏水修繕」に改め、同部分の第3号の次に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(4) 維持係の第2号から第6号までの事務に関すること。

第11条第1項契約調整係の部分の第1号中「工事負担金等」を「水道施設布設負担金等」に改め、同部分の第2号中「工事」を「水道施設工事」に改め、同項設計積算係の部分の第2号中「工事」を「水道施設工事」に改め、同部分の第3号中「局設計単価」を「局水道施設工事設計単価」に改め、同部分の第4号中「局工事」を「局水道工事」に改め、同部分の第5号中「工事」を「水道施設工事」に改め、同項工務第三係の部分の第1号中「受託工事」を「水道施設の受託工事」に、「修繕工事」を「漏水修繕工事」に改め、同条を第10条とする。

第12条及び第13条を削り、第14条総務係の部分の第3号中「アセットマネジメント」を「水道事業のアセットマネジメント」に改め、同条管理第一係の部分の第1号中「西部地域（奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表）の次に「（以下「出張所設置条例別表」という。）」を加え、「東部地域」の次に「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。）」を加え、同部分の第3号中「施設の

工事」を「水道施設工事」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条第1項中「、室長及び所長」を「及び室長」に改め、同条を第23条とする。

第21条第2項中「業務部総務課長」を「経営部総務課長」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「、室長及び所長」を「及び室長」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「、所長」を削り、同条を第20条とする。

第18条第1項中「、所に所長」を削り、同条第5項及び第6項中「、室及び所」を「及び室」に改め、同条を第19条とする。

第17条の見出しを「（企業局長）」に改め、同条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「水道局長」を「企業局長」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「、室及び所」を「及び室」に改め、同条を第17条とする。

第3章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 下水道部

（下水道総務課の事務）

第13条 下水道総務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- (2) 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に係る調査に関すること。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の補助申請に関すること。
- (4) 水洗便所設備資金貸付金に関すること。
- (5) 下水道関係団体との連絡に関すること。
- (6) 部内の連絡調整に関すること。
- (7) 部、課、下水道維持課及び下水道建設課の庶務に関すること。

計画係

- (1) 公共下水道事業の計画に関すること。
- (2) 公共下水道事業の認可に関すること。
- (3) 流域下水道との調整に関すること。
- (4) 公共下水道及び農業集落排水処理施設（以下「公共下水道等」という。）の管路の耐震化及び長寿命化計画の調査及び策定に関すること。
- (5) 2以上の課に関連する下水道事業に係る照会文書の回答に関すること。

（下水道維持課の事務）

第14条 下水道維持課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

管理係

- (1) 公共下水道等の供用開始の告示に関すること。

- (2) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関すること。
- (3) 公共下水道等の地下埋設協議に関すること。
- (4) 公共下水道等の管路（東部上下水道管理課の所管を除く。）の維持管理及び補修工事の設計及び監督に関すること。
- (5) 公共下水道等の維持管理資材及び機器類の管理に関すること。
- (6) 公共下水道等の管路の改良工事の設計及び監督に関すること。

施設係

- (1) 公共下水道等の処理場及びポンプ施設等の維持管理（工事、修繕、管理委託等）に関すること。
- (2) 処理場及びポンプ施設等の耐震化及び長寿命化計画の調査及び策定に関すること。
- (3) 処理場及びポンプ施設等の電気、機械設備に係る長寿命化計画による工事の設計及び監督に関すること。

排水設備係

- (1) 公共下水道等に係る排水設備（水洗便所を含む。次号及び第3号において同じ。）工事の確認申請に関すること。
- (2) 公共下水道等に係る排水設備受託工事の設計及び監督に関すること。
- (3) 公共下水道等に係る排水設備の普及に関すること。
- (4) 排水設備指定工事店に関すること。
- (5) 排水設備責任技術者に関すること。
- (6) 公共下水道等に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関すること。
- (7) 事業所等の水質指導に関すること。
- (8) 公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設の審査及び指導に関すること。
- (9) 公共下水道等の使用に関すること。
- (10) 開発行為の事前協議、指導及び調整に関すること。
- (11) 奈良県下水道協会の下水道排水設備工事責任技術者試験等に関すること。

（下水道建設課の事務）

第15条 下水道建設課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

下水道整備第一係

- (1) 公共下水道（処理場及びポンプ施設等の電気、機械設備を除く補助事業。次号から第4号までにおいて同じ。）工事（附帯工事を含む。以下同じ。）の設計及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道の災害復旧及び修繕に関すること。
- (3) 公共下水道工事に伴う届出その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道工事に要する機器類の管理に関すること。

- (5) 公共下水道等の管路の耐震化及び長寿命化計画による工事の設計及び監督に関すること。
- (6) 処理場及びポンプ施設等の耐震化及び長寿命化計画（電気、機械設備を除く。）による工事の設計及び監督に関すること。

下水道整備第二係

- (1) 公共下水道（処理場及びポンプ施設等の電気、機械設備を除く単独事業。次号から第4号までにおいて同じ。）工事及び農業集落排水工事（附帯工事を含む。）の設計及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道及び農業集落排水の災害復旧及び修繕に関すること。
- (3) 公共下水道工事及び農業集落排水工事に伴う届出等、その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道工事及び農業集落排水工事に要する機器類の管理に関すること。
- (5) 農業集落排水事業計画の調査及び設計に関すること。
- (6) 農業集落排水事業関連団体との連絡に関すること。

（東部上下水道管理課の事務）

第16条 東部上下水道管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

調整係

- (1) 課の収入調定及び収納に関すること。
- (2) 主管事務に関する文書の収発に関すること。
- (3) 東部地域の断水予告に関すること。
- (4) 旧簡易水道事業及び月々瀬簡易水道事業の水利協定及び借地占用の協議等に関すること。
- (5) 東部地域等水道整備事業の事務整理に関すること。
- (6) 都祁水道事業及び月々瀬簡易水道事業に係る企画、調査及び関係部署との連絡調整に関すること。
- (7) 水道料金等の窓口収納に関すること。
- (8) 水道料金等に係る相談に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

管理係

- (1) 東部地域の配水統制に関すること。
- (2) 東部地域の給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕並びに路面復旧に関すること。
- (3) 東部地域の消火栓の整備工事に関すること。
- (4) 東部地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関すること。
- (5) 東部地域の濁水、出水不良等の対応に関すること。
- (6) 水道修繕用材料及び器具の管理に関すること。
- (7) 東部地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関すること。
- (8) 東部地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関すること。

- (9) 東部地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (10) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。
- (11) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関すること。
- (12) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。
- (13) 東部地域の受託工事（給水装置工事及び修繕工事を除く。）及び移設工事の設計及び施行に関すること。
- (14) 東部地域（米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町及び菩提山町を除く。）の農業集落排水処理施設の管路（マンホールポンプを除く。）の維持管理及び補修工事に関すること。

- (15) 都祁・月ヶ瀬管理係の第1号の事務に関すること。
- 都祁・月ヶ瀬管理係
- (1) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理に関すること。
 - (2) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター所管地域の公共下水道等の管路（マンホールポンプを除く。）の維持管理及び補修工事に関すること。
- （地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部改正）
- 第2条 地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程（昭和56年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
- 本則中「水道局業務部長」を「企業局経営部長」に、「水道局技術部長」を「企業局上水道部長」に、

「第3順位 第1順位及び第2順位の者を除くほか、給料の号給の高い者。給料の号給が同じであるときは、を
在職年数の長い者」

「第3順位 下水道部長
第4順位 第1順位、第2順位及び第3順位の者を除くほか、給料の号給の高い者。給料の号給が同じであ に
るときは、在職年数の長い者」

改める。

（奈良市水道局事務専決規程の一部改正）

第3条 奈良市水道局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局事務専決規程

第1条中「奈良市の経営する水道事業の管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

第3条業務部長の部分中「業務部長」を「経営部長」に改める。

第4条の見出し中「、室長及び所長」を「及び室長」に改め、同条第1項課長共通の部分の第13号中「しゅう集」を「収集」に改め、同部分の第14号中「雇よう」を「雇用」に改め、同項料金お客様課長の部分の第1号中「水道料金」を「水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）」に改め、同部分の第3号及び第4号中「水道料金」を「水道料金等」に改め、同項東部管理課長部分を削り、同項に次のように加える。

下水道総務課長

- (1) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金（以下この項において「負担金等」という。）に関する申告及び届の処理
- (2) 負担金等の賦課資料の調査及び検査
- (3) 下水道事業受益者負担金前納報奨金の交付
- (4) 奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第8条の規定に基づく延滞金等の免除（免除基準が明確なものに限る。）
- (5) 奈良市債権管理条例施行規則（平成25年奈良市

規則第27号）第5条の規定に基づく徴収職員の指定及び徴収職員証の発行

下水道維持課長

- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員（所属職員に限る。）の指名
- (4) 私設下水道の出願許可
- (5) 排水設備新設等の計画の確認
- (6) 水洗便所設備費助成金の交付
- (7) 水洗便所改良資金の融資あつせん
- (8) 公共下水道の使用許可
- (9) 公共下水道敷地の占用許可

下水道建設課長

- (1) 現場監督員の選任
- (2) 工事検査員（所属職員に限る。）の指名

東部上下水道管理課長

- (1) 修繕工事の施行
- (2) 現場監督員の選任
- (3) 工事検査員（所属職員に限る。）の指名
- (4) 工事施行に伴う断水

第4条第2項を削る。

（奈良市水道局局議規程の一部改正）

第4条 奈良市水道局局議規程（昭和61年奈良市水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局局議規程

第1条中「奈良市水道事業」を「奈良市企業局（以下「企業局」という。）」に、「水道事業」を「企業局」に

改める。

第2条第1号及び第2号中「水道事業」を「企業局」に改め、同条第5号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条中「業務部長、技術部長、業務部次長、技術部次長」を「経営部長、上水道部長、下水道部長、経営部次長、上水道部次長、下水道部次長」に改める。

第5条第2項及び第6条中「業務部長」を「経営部長」に改める。

第8条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

(奈良市水道局例規審査委員会規程の一部改正)

第5条 奈良市水道局例規審査委員会規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局例規審査委員会規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「奈良市水道局例規審査委員会」を「奈良市企業局例規審査委員会」に改める。

第2条第2項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 経営部長
- (2) 上水道部長
- (3) 下水道部長
- (4) 経営部次長
- (5) 総務課長

第6条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

(奈良市水道局業務改善委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市水道局業務改善委員会規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局業務改善委員会規程

第1条中「奈良市水道事業」を「奈良市企業局」に、「奈良市水道局業務改善委員会」を「奈良市企業局業務改善委員会」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条第2項中「業務部長」を「経営部長」に改め、同条第4項中「技術部長」を「上水道部長及び下水道部長」に改める。

第7条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

(奈良市水道局労働安全衛生委員会規程の一部改正)

第7条 奈良市水道局労働安全衛生委員会規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局労働安全衛生委員会規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「奈良市水道局労働安全衛生委員会」を「奈良市企業局労働

安全衛生委員会」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条第2項中「業務部長」を「経営部長」に改める。

第7条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

(奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第8条 奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程

第1条中「奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程」を「奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程」に、「奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会」を「奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会」に改める。

第2条第4号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条第5項中「業務部長、技術部長」を「経営部長、上水道部長、下水道部長」に、「東部管理課長」を「東部上下水道管理課長」に改める。

第5条中「技術部給水課」を「上水道部給水課」に改める。

(奈良市水道局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第9条 奈良市水道局綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局(以下「企業局」という。))」に、「水道事業」を「企業局」に、「奈良市水道局綱紀点検調査委員会」を「奈良市企業局綱紀点検調査委員会」に改める。

第3条第2項中「業務部長」を「経営部長」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 上水道部長
- (2) 下水道部長
- (3) 総務課長
- (4) 配水課長
- (5) 下水道総務課長

第6条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第7条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

(奈良市水道局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第10条 奈良市水道局開発行為等給水審査委員会規程(平

成3年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程

第1条中「奈良市水道局開発行為等給水審査委員会」を「奈良市企業局開発行為等給水審査委員会」に改める。

第3条第2号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第4条第3項第1号を次のように改める。

(1) 上水道部長

第7条第1項中「奈良市水道局水道施設審査委員会」を「奈良市企業局水道施設審査委員会」に改める。

第8条中「技術部配水課」を「上水道部配水課」に改める。

(奈良市水道局公告式規程の一部改正)

第11条 奈良市水道局公告式規程(昭和57年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局公告式規程

第1条中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道事業公印規程の一部改正)

別表(第6条関係)

第12条 奈良市水道事業公印規程(昭和55年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局公印規程

第1条中「奈良市水道事業」を「奈良市企業局」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 公営企業管理者印
- (2) 企業局印
- (3) 企業局企業出納員印

第2条第3項中「管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。))」に、「水道事業管理者印」を「公営企業管理者印」に、「水道事業管理者職務代理者」を「公営企業管理者職務代理者」に改める。

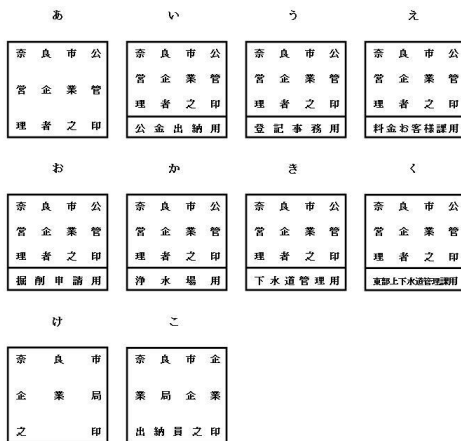
第4条中「業務部総務課」を「経営部総務課」に改める。

第5条中「業務部総務課長」を「経営部総務課長」に改める。

第8条第1項中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

別表を次のように改める。

公印	書体	形式	寸法(mm)	使用区分	保管課等	個数	
奈良市公営企業管理者の印	てん書	あ	方24	契約、辞令及び一般公文書用	総務課	1	
			い	方18	公金出納用	経理課	1
				方24	登記事務用	経理課	1
				方18	料金お客様課証明書用	料金お客様課	1
		お	か	方24	道路掘削申請用	配水課	1
				方24	浄水場内の契約及び一般公文書用	浄水課	1
		き	く	方24	下水道法による許認可等事務用	下水道維持課	1
方24	契約及び一般公文書用			東部上下水道管理課	1		
奈良市企業局の印	てん書	け	方24	局名をもって発する文書	総務課	1	
奈良市企業局企業出納員の印	てん書	こ	方15	公金領収並びに金銭及び物品事務用	経理課	1	



(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正)

第13条 奈良市水道局文書取扱規程(平成2年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局文書取扱規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に改める。

第19条第4号中「管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第22条第1号中「奈水」を「奈企」に改める。

第26条第3項ただし書中「奈良市水道事業公印規程」を「奈良市企業局公印規程」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)



別記第5号様式中「奈水」を「奈企」に改め、「□課長・室長・所長」を「□課長・室長」に改め、「主幹・課長・室長・所長」を「主幹・課長・室長」に改める。

別記第8号様式中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に改める。

(奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正)

第14条 奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程(昭和63年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程

第1条中「奈良市水道局文書取扱規程」を「奈良市企業局文書取扱規程」に改める。

第4条ただし書中「業務部総務課長」を「経営部総務課長」に改める。

(奈良市水道局管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正)

第15条 奈良市水道局管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程(平成12年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程

第1条中「奈良市水道局管理規程」を「奈良市企業局管理規程」に改める。

第2条の見出し中「水道事業管理者等」を「公営企業管理者等」に改め、同条中「奈良市水道局管理規程」を「奈良市企業局管理規程」に、「水道事業管理者等」を「公営企業管理者等」に改める。

(奈良市水道局聴聞等の手続に関する規程の一部改正)

第16条 奈良市水道局聴聞等の手続に関する規程(平成11年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改

正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局聴聞等の手続に関する規程

本則中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正)

第17条 奈良市水道事業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程(平成10年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市公営企業管理者が管理する行政文書の開示に関する規程

本則中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第18条 奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程

本則中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道局情報化推進に関する規程の一部改正)

第19条 奈良市水道局情報化推進に関する規程(平成24年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局情報化推進に関する規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「水道局」を「企業局」に改める。

第2条第1号中「奈良市水道局組織規程」を「奈良市企業局組織規程」に改め、同条第4号中「及び奈良市水道事業中長期計画」を「、奈良市水道事業中長期計画及び奈良市下水道事業中長期計画」に改める。

第3条の見出しを「(企業局最高情報統括責任者)」に改め、同条第1項中「水道局」を「企業局」に、「水道局最高情報統括責任者」を「企業局最高情報統括責任者」に改め、同条第2項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第4条第3項中「業務部長」を「経営部長」に改め、同条第4項中「技術部長」を「上水道部長及び下水道部長」に改め、同条第5項中「業務部次長、技術部次長、経営管理課長、総務課長、配水課長」を「経営部次長、上水道部次長、下水道部次長、経営管理課長、総務課長、配水課長、下水道総務課長」に改める。

(財産貸付料金設定規程の一部改正)

第20条 財産貸付料金設定規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「管理者」を「公営企業管理者」に改める。
(奈良市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第21条 奈良市水道局庁舎管理規程(平成14年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
奈良市企業局庁舎管理規程

場の所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する場の長	所管の場の長が指名する席の職員
課・所・室・かいの所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する課・所・室・かいの長	所管の課・所・室・かいの長が指名する上席の職員
課・室・かいの所管に属する庁舎	当該庁舎を所管する課・室・かいの長	所管の課・室・かいの長が指名する上席の職員

本則中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「水道局」を「企業局」に改める。
本則の表本庁の項中「業務部長」を「経営部長」に改め、同表中

を
に改める。

(奈良市水道局公用車管理規程の一部改正)

第22条 奈良市水道局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
奈良市企業局公用車管理規程

第1条中「水道局公用車」を「企業局公用車」に改める。
第2条中「水道局」を「企業局」に改める。
第5条第1項、第8条第1項及び第9条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。
第15条第3項中「前項」を「、前項」に改め、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。
第16条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「職員」を「、職員」に改める。
第20条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。
別記第7号様式中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。
(奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第23条 奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程

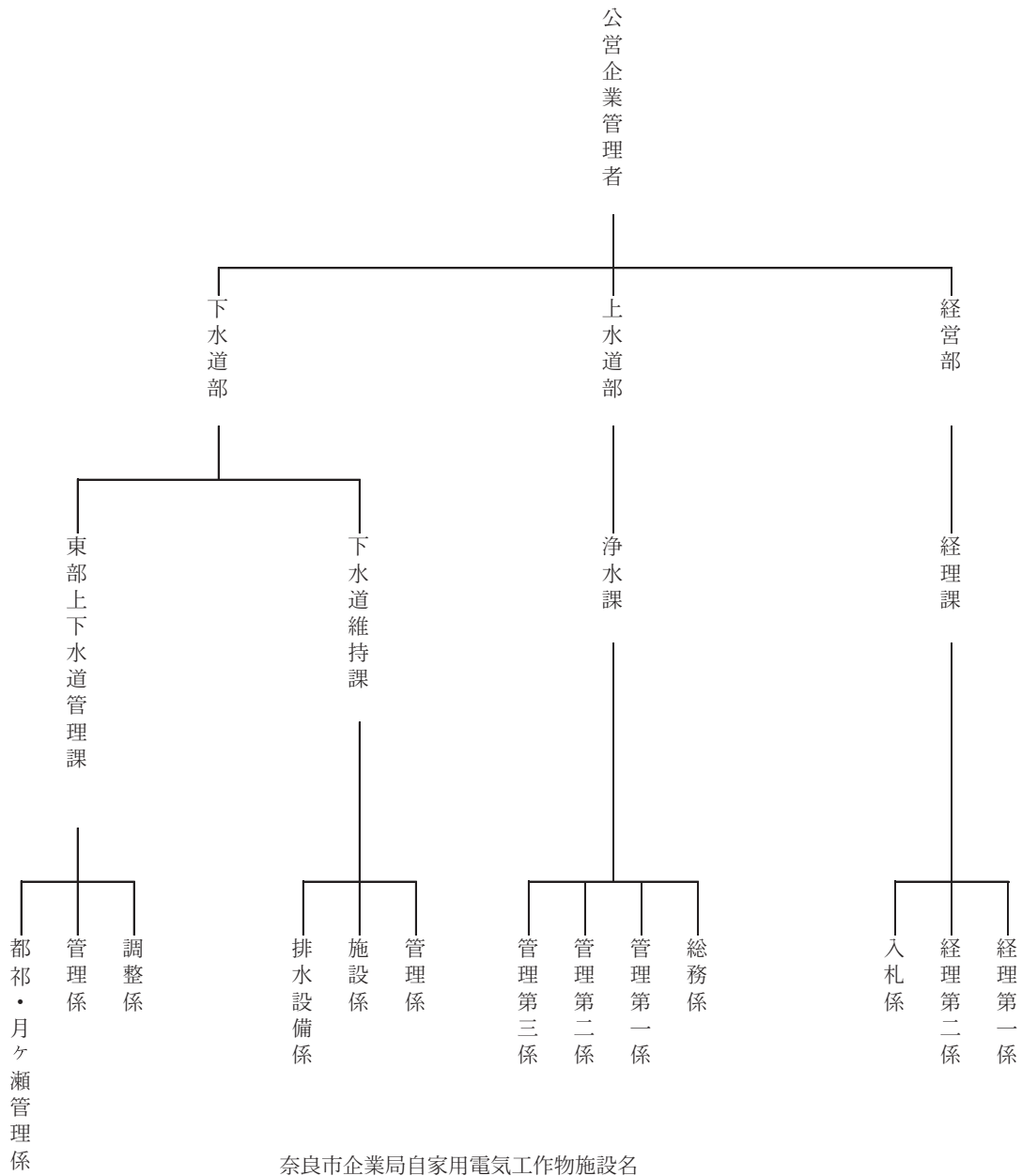
第1条及び第2条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に改める。
第4条第32号中「奈良市水道局庁舎 同上」を「青山清水園 同上」に改め、同条に次の9号を加える。

- (33) 平城浄化センター 同上
- (34) 佐保台浄化センター 同上
- (35) 中登美ヶ丘污水中継ポンプ場 同上
- (36) 朱雀污水中継ポンプ場 同上
- (37) 奈良北污水中継ポンプ場 同上
- (38) 田原地区浄化センター 同上
- (39) 東部第1地区浄化センター 同上
- (40) 東部第2地区浄化センター 同上
- (41) 奈良市企業局庁舎 同上

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|--------|---------------------|--------|--------|-----------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|-----------|----------|-------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|
| 木津浄水場 | 市坂中継ポンプ所 | 大淵ポンプ所 | 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。) | 宝来ポンプ所 | 黒谷ポンプ所 | 須川ダム管理事務所 | 鳥見ポンプ所 | 緑ヶ丘排水処理所 | 登美ヶ丘ポンプ所 | 高樋ポンプ所 | 興隆寺ポンプ所 | 中畑第1ポンプ所 | 中畑第2ポンプ所 | 南椿尾ポンプ所 | 東市ポンプ所 | 中ノ川ポンプ所 | 大慈仙ポンプ所 | 沓掛ポンプ所 | 長谷ポンプ所 | 帝塚山ポンプ所 | 鶴舞ポンプ所 | 布目取水場 | 桃香野配水池 | 布目取水場(都祁) | 導水中継ポンプ所 | 原水分配池 | 都祁浄水場 | 北部浄水場 | 馬場中継ポンプ所 | 針ヶ別所中継ポンプ所 | 青山清水園 | 平城浄化センター | 佐保台浄化センター | 中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場 | 朱雀汚水中継ポンプ場 | 奈良北汚水中継ポンプ場 | 田原地区浄化センター | 東部第1地区浄化センター | 東部第2地区浄化センター | 奈良市企業局庁舎 |
|-------|----------|--------|---------------------|--------|--------|-----------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|--------|-----------|----------|-------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|

別表第2 (第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大淵ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第二係			管理第二係			管理第三係		管理第二係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑩ 非常災害対策									

施 設 業務内容	沓掛ポン プ所	長谷ポン プ所	帝塚山ポ ンプ所	鶴舞ポン プ所	布目取水 場	桃香野配 水池	布目取水 場(都祁)	導水中継 ポンプ所	原水分配 池
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長
② 電気設備の保 全、指導監督	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者
① 電気設備の運転 操作(監視、巡視、 日常点検)	} 管 理 第三係	} 管 理 第三係	}	}	} 管 理 第三係	}	}	}	}
② 運転操作基準の 設定									
③ 保全計画、総括 調査	} 管 理 第一係	} 管 理 第一係	}	}	}	}	}	}	}
④ 定期点検、測定 記録									
⑤ 保全基準の設定	} 管 理 第一係	} 管 理 第一係	} 管 理 第一係	} 管 理 第一係	}	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係
⑥ 事 故									
⑦ 工事計画、設計 施行検収	} 管 理 第一係	} 管 理 第一係	}	}	} 管 理 第一係	}	}	}	}
⑧ 備品、予備品の 管理									
⑨ 従業員の教育訓 練	}	}	}	}	}	}	}	}	}
⑩ 非常災害対策									

施 設 業務内容	都祁浄水 場	北部浄水 場	馬場中継 ポンプ場	針ヶ別所 中継所
① 施設 の 運 営 管理	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長	東部上下 水道管理 課長
② 電気設備の保 全、指導監督	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者	主 任 技術者
① 電気設備の運転 操作(監視、巡視、 日常点検)	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	}	}
② 運転操作基準の 設定				
③ 保全計画、総括 調査	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	}	}
④ 定期点検、測定 記録				
⑤ 保全基準の設定	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	} 都祁・ 月ヶ瀬 管理係	}	}
⑥ 事 故				
⑦ 工事計画、設計 施行検収	}	}	}	}
⑧ 備品、予備品の 管理				
⑨ 従業員の教育訓 練	}	}	}	}
⑩ 非常災害対策				

施設 業務内容	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄化センター	中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場	朱雀汚水中継ポンプ場	奈良北汚水中継ポンプ場	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
① 施設の運営管理	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長	下水道維持課長
② 電気設備の保全、指導監督	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者	保安管理業務委託業者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収									
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練									
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	奈良市企業局庁舎
① 施設の運営管理	経理課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	経理第二係
② 運転操作基準の設定	
③ 保全計画、総括調査	
④ 定期点検、測定記録	
⑤ 保全基準の設定	
⑥ 事故	
⑦ 工事計画、設計施行検収	
⑧ 備品、予備品の管理	
⑨ 従業員の教育訓練	
⑩ 非常災害対策	

(奈良市水道事業契約に関する規程の一部改正)
第24条 奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市企業局契約に関する規程

本則中「奈良市水道事業」を「奈良市企業局」に、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正)

第25条 奈良市水道局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「請負者」を
(名称及び代表者名)を

「受注者」に改める。
(名称及び代表者名)

別記第5号様中「請負者」「受注者」を「受注者」に改める。
(名称及び代表者名)を(名称及び代表者名)に改める。
(現場代理人) (現場代理人)

別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中

「請負者」を「受注者」に改める。
(名称及び代表者名)を(名称及び代表者名)

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第26条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第5(第20条関係)

奈良市企業局工事検査規程

第2条第1号中「技術部配水課」を「上水道部配水課」に改める。

第3条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第8条中「奈良市水道局工事技術検査基準」を「奈良市企業局工事技術検査基準」に改める。

第9条から第13条まで及び第18条の規定中「請負者」を「受注者」に改める。

第19条中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第2条第4項中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条の2中「奈良市水道局職員就業規則」を「奈良市企業職員就業規則」に改める。

別表第5を次のように改める。

種類	基準	金額	適用範囲
現場処理作業手当	日額	円 600	(1) 高圧電気設備の保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (2) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (3) 湖上等で行う油等の除去作業に従事した職員 (4) 上下水道の巡視点検作業、保守点検作業又は応急作業で直接ピット内又はマンホール内に入って行う作業に従事した職員 (5) 水道施設等で発生した有害生物の駆除作業に従事した職員 (6) 交通が多い等危険な道路上で、交通を遮断することなく緊急を要する水道施設等の復旧のため行う調査又は応急作業に従事した職員 (7) 気象警報発令下で事故防止のため行う路面復旧作業、応急作業又は下水道管があふれた場合に行う危険回避のための作業に従事した職員 (8) 下水道合流管のスクリーン及びミニポンプに堆積したごみ等の撤去作業に従事した職員 (9) 流入した油脂により下水道管が詰まった場合に行う油脂の除去作業に従事した職員 (10) マンホール及び汚水ますが破損した場合に行う応急作業に従事した職員 (11) 下水道管又は取付管が詰まった場合に行う通水確保のための応急作業に従事した職員 (12) 下水道の破損により道路陥没が発生した場合に行う応急の路面復旧及びその原因究明のために直接マンホール内に入って行う状況確認作業に従事した職員

		円 800	水道施設内における動物の死体処理作業に従事した職員
災害復旧業務手当	日額	円 600	(1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員 (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある水道施設等の応急作業等に従事した職員
有害物等取扱業務手当	日額	円 300	水質試験及び検査のため、毒物等又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤を取り扱う業務に従事した職員

備考

- 金額については、適用範囲に規定する業務に従事した時間が1日(暦日による。)に4時間以上の場合には当該額とし、4時間未満の場合は当該額の100分の60に相当する額とする。
- 前項の規定に基づき算定した時間に、1時間未満の端数があるときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。
- 同一日において、現場処理作業手当、災害復旧業務手当及び有害物等取扱業務手当の重複支給は行わないものとする。

別記第1号様式及び第2号様式中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第27条 奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表(第4条関係)

被服を貸与する職員の範囲	貸与品名	数量	貸与	着用期間
1 事務職員(収納業務、計量業務等に従事する職員に限る。)及び技術職員	作業服	夏(上・下)1着	12月	夏期は6月1日から9月30日まで 冬期は10月1日から翌年の5月31日までとする。
		冬(上・下)1着	12月	
2 下水処理の業務に従事する職員		夏(上・下)3着	12月	
		冬(上・下)3着	12月	
3 前2項以外の職員		夏(上・下)1着	24月	
		冬(上・下)1着	24月	
4 女性事務職員	事務服	夏(上・下)1着	24月	
		冬(上・下)1着	36月	
5 女性技術職員		夏(上・下)1着	36月	
		冬(上・下)1着	36月	
6 事務職員(収納業務、計量業務等に従事する職員に限る。)及び技術職員	防寒服	1着	36月	
7 水質試験員	白衣服	1着	12月	
8 下水処理の業務に従事する職員	帽子	2個	12月	
		1個	随時	
9 管理者が必要と認めた職員				
10 管理者が必要と認めた職員	ベルト	1本	随時	

備考

- 1、2及び6は、管理職職員(管理者が指定し、管理職手当の支給を受ける職員)を除くものとする。
- 新任のときは、作業服、事務服及び白衣服は、2着を貸与する。
- 着用期間は、季候等の理由で変更する場合がある。

別記様式中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に、「奈良市水道局員被服貸与規程」を「奈良市企業局職員被服貸与規程」に改める。

(奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部改正)

第28条 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程(平成6年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道局」を「企業局」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第6条第2号中「水道局」を「企業局」に改める。

別表を次のように改める。

題名を次のように改める。

奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に改める。

第2条中「奈良市水道局職員就業規則」を「奈良市企業職員就業規則」に改める。

第3条第2項ただし書中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

第4条の表に次のように加える。

技能嘱託	常勤職員の技能職員と同種の職
業務嘱託	常勤職員の業務職員と同種の職

第6条中「月額270,000円」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の表を加える。

区分	報酬の額
事務嘱託	月額 350,000円
技術嘱託	月額 350,000円
技能嘱託	月額 300,000円
業務嘱託	月額 300,000円

別記様式中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道局臨時職員に関する規程の一部改正)

第29条 奈良市水道局臨時職員に関する規程(平成16年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局臨時職員に関する規程

本則中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市企業職員の職に関する規程の一部改正)

第30条 奈良市企業職員の職に関する規程(平成19年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 技能職員
- (4) 業務職員

第3条中「奈良市水道局組織規程」を「奈良市企業局組織規程」に、「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第5条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

別表に次のように加える。

技能職員	自動車運転手
業務職員	下水作業員

(奈良市水道局職員就業規則の一部改正)

第31条 奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局職員就業規則

第1条中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に改める。

第2条中「管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条中「水道事業」を「局」に改める。

第5条第3項中「局施設、庁舎」を「局施設、局庁舎、市庁舎」に改める。

第9条中「奈良市水道局員被服貸与規程」を「奈良市企業職員被服貸与規程」に改める。

第45条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号中「その他とくに職員の模範となる行為をした者」を「その他管理者が表彰することを適当と認めた者」に改

め、同号を第4号とする。

第63条中「奈良市水道局職員福利厚生施設」を「奈良市企業局職員福利厚生施設」に改める。

別記第1号様式中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

別記第2号様式、第5号様式及び第8号様式から第10号様式までの規定中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道局職員記章規程の一部改正)

第32条 奈良市水道局職員記章規程(昭和33年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局職員記章規程

第1条中「奈良市水道局職員記章」を「奈良市企業局職員記章」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条ただし書中「奈良市水道局職員就業規則」を「奈良市企業局職員就業規則」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程の一部改正)

第33条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市水道局企業職員の給与等に関する規程(平成10年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市企業局企業職員の給与等に関する規程

第2条第1項中「奈良市水道局企業職員」を「奈良市企業局企業職員」に改め、同条第2項中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第34条 奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

第12条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程の一部改正)

第35条 奈良市水道給水装置の構造及び材質に関する規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部改正)

第36条 奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

第3条第1項及び同条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第2項第2号中「105分の100」を「108分の100」に改める。

(奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第37条 奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程

第1条中「奈良市水道局指定給水装置工事事業者」を「奈良市企業局指定給水装置工事事業者」に改める。

第2条第4号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第6条第1項中「奈良市水道局指定給水装置工事事業者証」を「奈良市企業局指定給水装置工事事業者証」に改める。

第19条第1項中「奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会」を「奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会」に改める。

別記様式中「水道局」を「企業局」に、「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道メータ計量等委託規程の一部改正)

第38条 奈良市水道メータ計量等委託規程(昭和43年奈良市水道局管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

別記第1号様式中「奈良市水道局」を「奈良市企業局」に、「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道料金等収納事務委託規程の一部改正)

第39条 奈良市水道料金等収納事務委託規程(平成6年奈良市水道局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市水道事業」を「奈良市企業局」に、「水道料金」を「水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料」に改める。

第2条中「奈良市水道事業管理者」を「奈良市公営企業管理者」に改め、同条第1号中「奈良市水道事業」を「水道事業等」に改める。

第6条第1項中「奈良市水道事業等出納取扱金融機関」を「奈良市企業局出納取扱金融機関」に、「奈良市水道事業等収納取扱金融機関」を「奈良市企業局収納取扱金融機関」に改める。

(須川ダム操作規程の一部改正)

第40条 須川ダム操作規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3(1)の部京都府知事の項中「木津土木事務所技術第2課」を「山城南土木事務所河川砂防室」に改め、同部奈良市長の項中「東部出張所庶務係」を「東部出張所」に改め、同部笠置町長の項中「笠置町役場総務

課」を「笠置町役場総務財政課」に改める。

(奈良市水道水利使用管理規程の一部改正)

第41条 奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「奈良市水道局技術部浄水場浄水課長」を「奈良市企業局上水道部浄水課長」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(奈良市水道局事務専決規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規程による改正前の奈良市水道局事務専決規程に基づいてなされた行為は、この規程による改正後の奈良市企業局事務専決規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(奈良市水道局公告式規程の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日前にこの規程による改正前の奈良市水道局公告式規程に基づいてなされた行為は、この規程による改正後の奈良市企業局公告式規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(奈良市水道事業公印規程の一部改正に伴う経過措置)

第4条 施行日前にこの規程による改正前の奈良市水道事業公印規程に基づいてなされた行為は、この規程による改正後の奈良市企業局公印規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

第5条 施行日前にこの規程による改正前の奈良市水道局文書取扱規程に基づいてなされた行為は、この規程による改正後の奈良市企業局文書取扱規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

2 当分の間、下水道部における文書の一部について市庁舎内の書庫に保管するものとし、当該文書の取扱いについては、この規程による改正後の奈良市企業局文書取扱規程の規定を適用する。

(奈良市水道局マイクロフィルム文書等取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

第6条 施行日前にこの規程による改正前の奈良市マイクロフィルム文書等取扱規程に基づいてなされた行為は、この規程による改正後の奈良市企業局マイクロフィルム文書等取扱規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(奈良市水道局公用車管理規程の一部改正に伴う経過措置)

第7条 当分の間、企業職員は、この規程による改正後の奈良市企業局公用車管理規程第2条に規定する公用車に加え、市が所有し、又は賃借して運行の用に供する自動車及び原動機付自転車を所属長の許可を受けて運転することができる。この場合において、当該職員は、奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の規定に

従い当該自動車及び原動機付自転車を使用するものとする。

(奈良市水道局工事検査規程の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

2 当分の間、下水道事業に係る工事の検査については、この規程による改正後の奈良市企業局工事検査規程の規定にかかわらず、奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)の規定を適用する。

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この規程の施行の際、現に市長の事務部局において貸与され、及びこの規程による改正前の奈良市企業職員被服貸与規程の規定によって貸与されている被服等は、この規程による改正後の奈良市企業職員被服貸与規程の規定により貸与されたものとみなす。

(奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程第3条の規定は、施行日以後における工事申込みに係る費用について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正に伴う経過措置)

第11条 平成26年3月31日において奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程により奈良市水道指定給水装置工事事業者の指定を受けている者は、平成26年4月1日以後において、この規程による改正後の奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の規定により指定工事事業者の指定を受けている者とみなす。

(平成26年3月27日揭示済)

奈良市水道局管理規程第3号

会計帳簿等の様式に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市水道事業管理者
池田 修

会計帳簿等の様式に関する規程を廃止する規程

会計帳簿等の様式に関する規程(昭和44年奈良市水道局告示第7号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市水道局告示第9号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年3月28日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ミヤビ設備	柴山 雅吏	奈良市帝塚山南三丁目21-14	平成26年3月14日

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市水道局告示第10号

奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定(昭和62年奈良市水道局告示第2号)は、平成26年3月31日をもって廃止する。

平成26年3月28日

奈良市水道事業管理者
池田 修

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市水道局告示第11号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書(昭和55年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「企業局」に改める。

本則第1項中「及び第1号様式の2」を削る。

本則第6項中「及び第7号様式の2」を削る。

別記第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

別記第1号様式

振替口座			
加入者名	奈良市公営企業管理者		

水道料金・下水道使用料 納入済通知書

調定年月	使用者番号	下区

水道料金	下水道使用料	合計金額(税込・円)

振替口座
加入者名
奈良市公営企業管理者

水道料金
下水道使用料
原符(奈良市企業局)

年 月分
使用者番号

水道料金(円)

下水道使用料(円)

合計金額(税込・円)

振替口座
加入者名
奈良市公営企業管理者

水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収書

発行日 年 月 日

下記の金額を納期限までにお支払いください。

奈良市公営企業管理者 印

納期限 年 月 日

使用者番号

水せん番号	口径	使用水量(m ³)
水道料金(円)	下水道使用料(円)	
うち消費税	うち消費税	
	合計金額(円)	

年 月分
上記の金額を領収しました。
奈良市企業局企業出納員
(注)本書に領収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。
(お客様保存)

領収日付印

領収日付印

(奈良市企業局・CVS店本部保存)

[取扱金融機関]
CVS取扱店保存

領収日付印

別記第1号様式の2 削除

別記第2号様式

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>修繕場所 氏名</p>	<p>㊦ 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者</p> <p>㊧ 領収済通知書 年 月分 修繕工事費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">領収金額</td> <td style="width: 30%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調定番号</p> <p style="text-align: right;">(奈良市企業局保存)</p>	領収金額	領収日付印	円	
領収金額	領収日付印				
円					

<p>㊦ 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者</p> <p>㊧ 領収控</p> <p>修繕場所 氏名</p>	<p>年 月分 修繕工事費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">領収金額</td> <td style="width: 30%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調定番号</p> <p style="text-align: right;">(取扱金融機関保存)</p>	領収金額	領収日付印	円	
領収金額	領収日付印				
円					

<p>㊦ 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者</p> <p>㊧ 納入通知書兼領収書 年 月分 修繕工事費</p>	<p>修繕年月日 修繕場所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 調定番号</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">修 繕 工 事 費 明 細</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">材 料 名</th> <th style="width: 10%;">口径mm</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">単価(円)</th> <th style="width: 10%;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所 氏名</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>請求額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">納期限 年 月 日 上記金額をお支払いください。 年 月 日</p> <p>奈良市公営企業管理者</p> <p>上記金額領収いたしました。 奈良市企業局企業出納員 納付場所は裏面</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-top: 5px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 領収日付印 </div> <p style="margin-top: 5px;">労務費</p> <p style="text-align: right;">(お客様保存)</p>	修 繕 工 事 費 明 細					材 料 名	口径mm	数 量	単価(円)	金額(円)						住所 氏名		修繕工事費	円	消費税	円	請求額	円
修 繕 工 事 費 明 細																									
材 料 名	口径mm	数 量	単価(円)	金額(円)																					
住所 氏名																									
修繕工事費	円																								
消費税	円																								
請求額	円																								

別記第3号様式

振替口座
加入者名 奈良市公営企業管理者

水道料金・下水道使用料 納入済通知書(督)

調定年月	使用者番号	下区

水道料金	下水道使用料	合計金額(税込・円)

振替口座
加入者名 奈良市公営企業管理者

水道料金
下水道使用料
原符(奈良市企業局)

年 月分
使用者番号

水道料金(円)

下水道使用料(円)

合計金額(税込・円)

振替口座
加入者名 奈良市公営企業管理者

水道料金・下水道使用料
督促状兼領収書

発行日 年 月 日

下記の金額を納期限までにお支払いください。

奈良市公営企業管理者 印

納期限 年 月 日
使用者番号

水せん番号	口径	使用水量(m ³)
水道料金(円)	下水道使用料(円)	
うち消費税	うち消費税	
	合計金額(円)	

年 月分
上記の金額を領収しました。
奈良市企業局企業出納員

(注)本書に領収印のないもの及び金額を訂正したものは無効です。
(お客様保存)

領収日付印

この用紙は直接機械に読み込ませますので折ったり、汚したりしないでください。

領収日付印

(奈良市企業局・CVS店本部保存)

領収日付印

[取扱金融機関] CVS取扱店保存

別記第4号様式

水道施設分担金、水道施設加算分担金、負担金、手数料、その他の納入通知書、納入済通知書及び領収書

年度	<u>納 入 通 知 書</u>		調整者	収 納 印 (取扱金融機関)
住所 _____	下記金額を奈良市企業局出納取扱金融機関、奈良市企業局収納取扱金融機関又は奈良市企業局にお支払いください。 奈良市公営企業管理者 印			
氏名 _____ 様				
発 行 年 月 日				
納入期限 年 月 日				
科 目	内 容 又 は 説 明	金 額	合 計 金 額	
		円	円	

年度	<u>納 入 済 通 知 書</u>		調整者	収 納 印 (取扱金融機関)
住所 _____	下記の金額受領しました。 奈良市企業局企業出納員様 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関			
氏名 _____ 様				
発 行 年 月 日				
納入期限 年 月 日				
科 目	内 容 又 は 説 明	金 額	合 計 金 額	
		円	円	

年度	<u>領 収 書</u>		調整者	収 納 印 (取扱金融機関)
住所 _____	下記の金額領収しました。 奈良市企業局企業出納員			
氏名 _____ 様				
発 行 年 月 日				
納入期限 年 月 日				
科 目	内 容 又 は 説 明	金 額	合 計 金 額	
		円	円	

(注) この様式は、電算処理を行わない場合に使用する。

別記第5号様式

水道施設分担金、水道施設加算分担金、負担金、手数料、その他納入通知書、納入済通知書及び領収書

年度	<u>納入通知書</u>	調整者	収納印 (取扱金融機関)
住所	下記金額を奈良市企業局出納取扱金融機関、奈良市企業局収納取扱金融機関又は奈良市企業局にお支払いください。 奈良市公営企業管理者 団		
氏名 様			
発行 年 月 日			
納入期限 年 月 日			
科目	内容又は説明	金額	合計金額
		円	円
摘要			

年度	<u>納入済通知書</u>	調整者	収納印 (取扱金融機関)
住所	下記の金額受領しました。 奈良市企業局企業出納員様 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関		
氏名 様			
発行 年 月 日			
納入期限 年 月 日			
科目	内容又は説明	金額	合計金額
		円	円
摘要			

年度	<u>領収書</u>	調整者	収納印 (取扱金融機関)
住所	下記の金額領収しました。 奈良市企業局企業出納員		
氏名 様			
発行 年 月 日			
納入期限 年 月 日			
科目	内容又は説明	金額	合計金額
		円	円
摘要			

(注) この様式は、電算処理を行う場合に使用する。

別記第6号様式

手数料、雑利益、その他の納入通知書兼領収書

<p>(雑)</p> <p>_____年度分</p> <p>下記の金額をお支払いください。</p> <p>奈良市公営企業管理者団</p> <p>_____</p>		<p>納入通知書兼領収書 (窓口領収用)</p>			<p>収納印</p> <p>_____</p>
		<p>下記の金額領収しました。</p> <p>奈良市企業局企業出納員</p>			
使用者番号	水せん番号	住所	氏名	領収金額	
_____	_____	_____町	_____様	_____円	

<p>(雑)</p> <p>_____年度分</p>		<p>原_____符 (窓口領収用)</p> <p>(窓口用) _____</p>			<p>収納印</p> <p>_____</p>
		<p>(収納用)</p>			
使用者番号	水せん番号	住所	氏名	領収金額	
_____	_____	_____町	_____様	_____円	

<p>(雑)</p> <p>_____年度分</p>		<p>原_____符 (窓口領収用)</p> <p>(収納用) _____</p>			<p>収納印</p> <p>_____</p>
		<p>(収納用)</p>			
使用者番号	水せん番号	住所	氏名	領収金額	
_____	_____	_____町	_____様	_____円	

別記第7号様式

水道ご使用水量等のお知らせ
いつもご利用いただきありがとうございます。

使用者番号	水栓番号
-------	------

口径	mm	メータ番号	
今回指示数 (A)			m ³
前回指示数 (B)			m ³
旧メータ使用水量 (C)			m ³
今回使用水量 (A) - (B) + (C)			m ³
計量期間			

上下水道料金ご請求予定額			
	年	月分	口座振替予定日
使用水量			m ³ (内消費税等相当額)
上水道料金	円	(円)
下水道使用料	円	(円)
合計金額	円	(円)

	年	月分	口座振替予定日
使用水量			m ³ (内消費税等相当額)
上水道料金	円	(円)
下水道使用料	円	(円)
合計金額	円	(円)

(ご注意) このお知らせ票でのお支払いはできません

通信欄

口座振替済のお知らせ			
	年	月分	口座振替日
使用水量			m ³ (内消費税等相当額)
振替金額			円
	年	月分	口座振替日
使用水量			m ³ (内消費税等相当額)
振替金額			円
	年	月分	口座振替日
使用水量			m ³ (内消費税等相当額)
振替金額			円

上記金額をご指定の口座から振替させていただきました。

計量員

奈良市企業局 料金お客様課 TEL 34-5200 (代)
ご連絡の際は、使用者番号をお知らせください。(ぜひ裏面もご覧ください。)

別記第7号様式の2 削除
別記第8号様式

給水予納金及び臨時用前受金還付通知書及び領収書

水せん番号			年 月 日
使用者番号			
台帳番号	整理番号	枝番	
奈良市公営企業管理者	印	鑑	

還 付 通 知 書 (給水予納金用)
(臨時用前受金用)

住所 奈良市
氏名 様

金 円 也

ただし、給水予納金に係る納入金 円のうち上記の金額を還付する。
臨時用前受金

還付期限 月 日

水せん番号			年 月 日
使用者番号			
台帳番号	整理番号	枝番	
奈良市企業局企業出納員様	印	鑑	

領 収 書 (給水予納金用)
(臨時用前受金用)

住所 奈良市
氏名 様

金 円 也

ただし、給水予納金に係る還付金として上記の金額領収しました。
臨時用前受金

別記第9号様式

年 月 日

前受金振替及び還付通知書

年 月分

住 所

氏 名 様

使用水量	上水道料金	消費税	水道料金振替額
m ³	円	円	円

前受金 円- 水道料金振替額 円= 還付金額 円 奈良市公営企業管理者 印

年 月 日

前受金振替及び還付通知書 (控)

年 月分

住 所

氏 名 様

使用水量	上水道料金	消費税	水道料金振替額
m ³	円	円	円

前受金 円- 水道料金振替額 円= 還付金額 円 奈良市公営企業管理者

年 月 日

前受金還付領収書

年 月分

奈良市企業局企業出納員 様

住 所

前受金還付金額を領収しました。

氏 名 様

使用水量	上水道料金	消費税	水道料金振替額
m ³	円	円	円

前受金 円- 水道料金振替額 円= 還付金額 円

領 収 印

別記第11号様式から第13号様式までを次のように改める。

別記第11号様式

納入通知書				納入済通知書			
()				(口座振替用)			
使用者番号	水栓番号	調定年月		調定年月	使用者番号	下 区	C D
— —							
				銀行コード	種	口座番号	
				上水道料金	下水道使用料	合計金額	
							C D
返却理由 1. 預金不足 2. 解約 3. 中止(銀行) 8. 中止(局) 9. その他 奈良市公営企業管理者 回				使用水量 m ³	上水道料金 円	下水道使用料 円	合計金額 円
上記の金額をお支払いください。 科目 照 査 検 印 記 帳 印 照 合 印				銀行コード 種 口座番号 水栓番号			
				上記の金額振替えました。 奈良市企業局収納取扱金融機関			
				納 印 (局 控)			

別記第12号様式

水道料金等振替不能通知書						
下記水道料金等につきましては、金融機関から振替不能との連絡がありましたので通知いたします。						
ご使用場所						
ご使用者名						
振替不能理由	預金不足	解約	局中止	金融中止	依頼無	その他
預金不足の場合は誠にお手数ですが次回振替日(毎月18日)までに預金口座へご入金いただきますようお願いいたします。						
振替不能料金						
水 量 (m ³)	上水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)			
	うち消費税	うち消費税				
なお、口座での振替は、2か月分(当月分と前月分)の取扱いしか出来ませんので、万一、前月分が未納の場合は、直接お支払いいただくこととなります。						
金融機関名 種 口座番号 ご預金者名						
企業局への お問い合わせの際は、上記使用者番号をお知らせください。 奈良市公営企業管理者 回						
本状到着前にご入金の場合はあしからずご了承ください。						

別記第13号様式

<p>② 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者 納入通知書発行控(納付用)</p> <p>使用者番号</p> <p>水栓番号 使用者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>分</th> <th>使用水量</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">総合計金額</td> </tr> </table> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>収納印 取換金 差額 欄 印 (企業局控)</p>	年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額				m	円	円	円				総合計金額				<p>② 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者 原 符(納付用)</p> <p>使用者番号</p> <p>水栓番号 使用者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>分</th> <th>使用水量</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">総合計金額</td> </tr> </table> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>収納印 取換金 差額 欄 印 (金融機関用)</p>	年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額				m	円	円	円				総合計金額				<p>② 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者 納入済通知書(納付用)</p> <p>使用者番号</p> <p>水栓番号 使用者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>分</th> <th>使用水量</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">総合計金額</td> </tr> </table> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>収納印 取換金 差額 欄 印 (企業局用)</p> <p>上記の金額受領しました。 奈良市企業局 企業出納員様 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関</p>	年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額				m	円	円	円				総合計金額				<p>② 振替口座 加入者 奈良市公営企業管理者 水道料金・下水道使用料納入通知兼領収書</p> <p>使用者番号</p> <p>水栓番号 使用者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>分</th> <th>使用水量</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>m</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">総合計金額</td> </tr> </table> <p>納入期限 年 月 日</p> <p>年 月 日発行</p> <p>収納印 取換金 差額 欄 印 (納入者保管用)</p> <p>※金額には消費税が含まれます。</p> <p>上記の金額を奈良市企業局出納取扱金融機関、奈良市企業局収納取扱金融機関又は奈良市企業局にお支払いください。</p> <p>奈良市公営企業 管理者 印</p> <p>上記の金額領収しました。 奈良市企業局企業出納員 奈良市企業局出納員様 ◎この領収書は後日の証拠となりますから大切に保管してください。 ◎金額の改変したものは、収納印の無きものは無効です。</p>	年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額				m	円	円	円				総合計金額			
年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																																																																	
			m	円	円	円																																																																																	
			総合計金額																																																																																				
年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																																																																	
			m	円	円	円																																																																																	
			総合計金額																																																																																				
年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																																																																	
			m	円	円	円																																																																																	
			総合計金額																																																																																				
年	月	分	使用水量	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																																																																	
			m	円	円	円																																																																																	
			総合計金額																																																																																				

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際、現に使用中の水道事業に係る納付書、納入通知書、領収書及び水道事業管理者の公印は、この告示により定めた納付書、納入通知書、領収書及び公営企業管理者の公印とみなす。
- この告示による改正前の奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書に定められた様式による用紙は、この告示による改正後の奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書に定める様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市水道局管理規程第4号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

(戸数計算の料金)

第24条の2 条例第26条第3項に規定する専用給水装置に給水するものの料金は、市のメータにより計量した使用水量を、水を使用する戸数(以下「内部戸数」という。)で除して得た水量(その水量に余りが生じた場合は、余りの水量は内部戸数のうち最も使用戸数が多い口径(最も使用戸数が多い口径が2以上ある場合は、最も小さい口径とする。)の使用戸数にその水量を割り振るものとする。)を各戸の使用水量とみなして、各戸ごとに計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この

場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第28条の2第2号の次に次の1号を加える。

- 前各号に該当するもののほか、管理者が料金の減免をする必要があると認めるもの

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市水道局告示第12号

上下水道組織統合に伴う関係要綱の整理に関する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市水道事業管理者
池田 修

上下水道組織統合に伴う関係要綱の整理に関する告示

(奈良市水道局入札参加者等審査会要綱の一部改正)

第1条 奈良市水道局入札参加者等審査会要綱(昭和61年奈良市水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱

第1条中「水道局」を「企業局」に改める。

第2条第4号中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条第1項中「4人」を「5人」に改め、同条第5項各号を次のように改める。

- 経営部長
- 上水道部長
- 下水道部長
- 経営部次長
- 上水道部次長

第6条中「業務部」を「経営部」に改める。

(奈良市水道水資源保護指導要綱の一部改正)

第2条 奈良市水道水資源保護指導要綱(平成4年奈良市水道局告示第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び別記様式中「水道事業管理者」を

「公営企業管理者」に改める。
(奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部改正)

第3条 奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱

第1条中「水道局」を「企業局」に改める。

第4条第1号中「業務部」を「経営部」に、「水道局」を「企業局」に改める。

第4条第2号及び第5条中「業務部」を「経営部」に改める。

第6条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

(奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約内容の公表に関する要綱の一部改正)

第4条 奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第25号)の一部を次のように改正する。

別記

第1号様式(第4条関係)

題名を次のように改める。

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱

第1条中「水道局」を「企業局」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条中「水道局」を「企業局」に改める。

(奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱の一部改正)

第5条 奈良市水道局職員等健康診断等助成金交付要綱(平成24年奈良市水道局告示第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付要綱

第1条中「水道局」を「企業局」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に、「水道局」を「企業局」に改める。

第4条、第5条及び第6条中「水道局」を「企業局」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

平成 年 月 日

奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付申請書

(あて先)

奈良市公営企業管理者

所 属

氏 名

印

(職員番号

)

奈良市企業局職員等健康診断等助成金の交付を受けたいので、奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

助 成 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金 <input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
検 査 機 関 又 は 医 療 機 関 名	
検 査 日 又 は 受 診 日	平成 年 月
交 付 申 請 額	円

添付書類 (1) 人間ドック受診助成の場合は、領収書(申請者の氏名及び人間ドック受診の事実などが明記されているもの)及び検査結果書の写し

(2) インフルエンザ予防接種助成の場合は、領収書(申請者の氏名及びインフルエンザ予防接種の事実などが明記されているもの)

注)交付申請額については、奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付要綱第3条に基づき記入のこと。

第2号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付決定通知書

所 属
氏 名 様

奈良市公営企業管理者

平成 年 月 日付けで申請のあった奈良市企業局職員等健康診断等助成金の交付については、奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

助 成 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
交 付 決 定 額	円

第3号様式(第6条関係)

奈良市企業局職員等健康診断等助成金交付請求書

(あて先) 平成 年 月 日
奈良市公営企業管理者 所 属 氏 名 印

平成 年 月 日付けで交付決定の通知のあった奈良市企業局職員等健康診断等助成金の交付を下記のとおり請求します。

記

助 成 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 人間ドック受診助成金
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ予防接種助成金
交 付 請 求 額	

【振込先】

区分	職員番号 (4桁)	金融機関名 コード	本店名 支店 コード	種 別 普通	口座番号 (右詰め、残りは「0」を記入)
	2			1	

※普通預=1

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(奈良市水道局入札参加者等審査会要綱の一部改正に伴う経過措置)

第2条 下水道事業に関する建設工事等の請負契約並びに

建設工事等に係る測量、調査、設計及び監理の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者の選定等についての適用は、平成27年4月1日からとする。

(奈良市水道局公共工事の発注見通しの公表に関する要

綱の一部改正に伴う経過措置)

第3条 下水道事業に関する建設工事発注見直しについては、平成27年3月31日まで、奈良市ホームページに掲載するものとする。

(奈良市水道局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

第4条 下水道事業に関する公表場所については、平成27年3月31日まで、奈良市企業局経営部経理課又は奈良市会計契約部契約課とする。

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示(平成12年奈良市水道局告示第24号)は、平成26年3月31日をもって廃止する。

平成26年3月31日

奈良市水道事業管理者
池田 修

(平成26年3月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市防火基準適合表示要綱を次のように定める。

平成26年3月20日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市防火基準適合表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル、旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため表示を行うものとし、これに必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示(以下「表示」という。)をする対象物は、ホテル・旅館等(消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、消防長が特に必要と認める場合は、表示をする対象物とすることができる。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)

第8条の適用があるもの

(2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示基準及び審査)

第3条 表示基準は別表のとおりとする。

2 表示基準の審査は、法に定める防火対象物(防災管理)定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める定期調査報告書等の書類確認及び立入検査による現地調査を実施するものとする。

3 表示基準の審査において、定期等の立入検査及び書類等で確認できる場合は、立入検査による現地調査を省略することができるものとする。

(表示マークの交付)

第4条 消防長は、ホテル・旅館等の関係者(以下「関係者」という)からの表示マーク交付(更新)申請書(別記第1号様式)の提出により審査を実施し、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合(次項に定める場合を除く。)には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を表示基準適合通知書(別記第2号様式)により通知するとともに、別図に定める表示マーク(銀)を交付する。ただし、表示マーク(銀)を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

2 消防長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を表示基準適合通知書により通知するとともに、別図に定める表示マーク(金)を表示マーク(銀)と引き換えて交付する。ただし、表示マーク(金)を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付(更新)申請され、表示基準に適合していると認められる場合

3 審査の結果、表示基準に適合していないと認められる場合は、関係者に対して表示基準に適合していない旨を表示基準不適合通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

4 消防長は表示マークの交付を行った場合は、表示マーク受領書(別記第4号様式)を申請者から受理するものとする。

(表示マークの掲出)

第5条 前条により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用できるものとする。

2 ホームページ等における表示マークの使用方法については、別に定める。

(表示マークの有効期間)

第6条 表示マークの有効期間は、交付日から表示マーク(銀)は1年間、表示マーク(金)は3年間とする。

(表示マークの返還)

第7条 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）を行わない場合、関係者は表示マークを返還するものとする。

2 表示マークの有効期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、関係者は表示マークを返還するものとする。この場合において、消防長はその理由を付記した表示マーク返還請求書（別記第5号様式）により、関係者に通知するものとする。

- (1) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
 - (2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
 - (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- (表示マークの再交付)

第8条 前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(表示制度対象外施設からの申請)

第9条 第2条に該当しない対象物の関係者から表示制度対象外施設であることについて表示制度対象外施設申請書（別記第6号様式）による申請がある場合は、当該対象物が第3条第1項の表示基準に適合していることを確認した上で表示制度対象外である旨を表示制度対象外施設通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

2 表示制度対象外の審査にあつては書類審査とし、必要に応じて現場確認するものとする。

(表示マーク交付対象物の公表)

第10条 消防長は表示マークを交付したホテル・旅館等の情報については市のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の運用に関する細部については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
(奈良市自主点検報告表示要綱の廃止)
- 2 奈良市自主点検報告表示要綱（平成18年奈良市消防局長訓令甲第7号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

表示基準

1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする

点検項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
防災管理	少量危険物・指定可燃物
	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理者に係る消防計画
設備等	統括防災管理者等の届出
	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
建築物等	消防用設備等の点検報告
	危険物施設等
	定期調査報告
建築物等	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

2 判定基準は別に定める

第2号様式 (第4条関係)

表示基準適合通知書

住所 氏名	様	第 年 月 日	号 日
		奈良市消防長 印	
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に適合している ので、表示マーク (□ 金・□ 銀) を交付 (更新) する。</p>			
防火対象物		所在地	
名称		用途	
交付年月日	年月日	交付番号	
表示有効期間	年月日～	年月日	
特記事項			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別記
第1号様式 (第4条関係)

表示マーク交付 (更新) 申請書

奈良市消防長 様	申請者 住所	年 月 日
	(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
	氏名	
	電話番号	
<p>下記のとおり「防火基準適合表示要綱」に基づき、表示マーク (□ 金・□ 銀) の交付 (更新) を受けたいので申請します。</p>		
所在地	記	
名称	※令別表第1 () 項	
用途	管理権原	□単一権原・□複数権原
収容人員	地上	階 地下
構造・規模	延べ面積	階
交付年月日	年月日	交付番号
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火 (防災管理) 対象物定期点検報告書 (写) <input type="checkbox"/> 防火 (防災管理) 対象物定期点検の特例認定通知書 (写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書 (写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書 (写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録 (写) <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類 ()	
特記事項	※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※の欄は、記入しないこと。
3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

第3号様式（第4条関係）

表示基準不適合通知書

住所 氏名	様	第 年 月 日	号 日
奈良市消防長 印			
年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」による審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知する。			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		
不適合理由			
特記事項			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第4号様式（第4条関係）

表示マーク受領書

奈良市消防長 様	年 月 日
受領者 住所	
氏名	印
表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。	
注（法人の場合は、名称及び代表者氏名）	
防火対象物	所在地
	名称
	用途
表示マーク交付年月日	年 月 日
	交付番号
	※令別表第1（ ）項
<表示マーク交付に伴う遵守事項>	
1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長から配布された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。	
2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。	
3 表示有効期間であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返すものとし、またホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。	
(1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 (2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合 (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※の欄は、記入しないこと。

3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

第5号様式 (第7条関係)

表示マーク返還請求書

住所 氏名		(申請者住所・氏名等)		第 年 月 日 号	
様		奈良市消防長 印			
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不適当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。</p>					
記					
所在地					
名称					
用途		※令別表第1 () 項			
表示マーク交付年月日		年 月 日	交付番号		
返還事由					
<input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 <input type="checkbox"/> 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合 <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長から配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

第6号様式 (第9条関係)

表示制度対象外施設申請書

奈良市消防長 様		年 月 日	
申請者 住所		(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
氏名		印	
電話番号			
<p>下記のとおり表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので申請します。</p>			
所在地			
名称			
用途		※令別表第1 () 項	
構造・規模		階 地上	階 地下
床面積		m ²	延べ面積 m ²
<input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検報告書(写) <input type="checkbox"/> 防火(防災管理)対象物定期点検の特例認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書(写) <input type="checkbox"/> 定期調査報告書(写) <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録(写) <input type="checkbox"/> その他必要と認める書類()			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、記入しないこと。
 3 表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる資料を添付すること。
 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別図（第4条関係）



第7号様式（第9条関係）

表示制度対象外施設通知書

住所 氏名	様	第 年 月 日	号
	奈良市消防長 印		
<p>年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「防火基準適合表示要綱」に基づき表示制度の対象外施設であることが確認されたので通知します。</p>			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	※令別表第1（ ）項	
	構造・規模	造 地上	階 地下
		床面積	延べ面積
		m ²	m ²
特記事項			
※ 受	付	欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※の欄は、記入しないこと。
3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

(平成26年 3月20日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月25日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令

奈良市警防活動規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第5号中「市水道局」を「市企業局」に改める。

附則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

(平成26年 3月25日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第3号

全職員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月25日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「及び第5条」を削り、同条第9号を次のように改める。

(9) 奈良市防火基準適合表示要綱（平成26年奈良市消防局長訓令甲第1号）第4条及び第9条の申請並びに同要綱第7条の請求の処理

附則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

(平成26年 3月25日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第4号

全職員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月27日

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
高等学校	7月31日 (4月～6月分)	10月31日 (7月～9月分)	1月31日 (10月～12月分)	2月末日 (1月～3月分)
幼稚園	4月30日 (4月～8月分)	9月30日 (9月～12月分)	1月31日 (1月～3月分)	-

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の認定を申請している者は、前項の規定にかかわらず、教育長が定める日までに授業料を納付するものとする。

3 就学支援金の認定を申請している者がその認定を受け

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「40人」を「43人」に改め、第5号中「131人」を「134人」に改め、第6号中「106人」を「103人」に改め、第7号中「6人」を「2人」に改め、第8号中「104人」を「105人」に改める。

附則

この訓令は、平成26年 4月1日から施行する。

(平成26年 3月27日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市立精華幼稚園及び奈良市立鼓阪幼稚園は、平成26年 4月1日から平成27年 3月31日までの間、休園します。

平成26年 3月17日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

(平成26年 3月17日揭示済)

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則（平成25年奈良市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(授業料の納期限)

第3条 条例第3条第2項の日は、次の表のとおりとする。

た場合において、本市がその受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納期限において当該月分の授業料に係る債権の弁済に充てられたものとみなす。

別記第2号様式中

第2号様式

年度 一条高等学校授業料納入通知書		奈良市	年度 一条高等学校授業料領収証書	奈良市	年度 一条高等学校授業料領収済通知書
学校名	奈良市立一条高等学校	年 月 日	通知書番号 No.	通知書番号 No.	通知書番号 No.
通知書番号	No.		学期分	円	款 使用料及び手数料 項 使用料
生徒名			納期限	年 月 日	目 教育 使用料 節 授業料
授業料	学期分	円			納期限
					年 月 日

生徒名 様 様納

上記のとおり 年 月 日までに納めて下さい。

奈良市長 印

上記のとおり領収いたしました。

奈良市会計管理者 (この領収証書は5年間保存してください)

領収日付印

領収日付印

上記のとおり収納しました。

奈良市会計管理者 (奈良市保管)

(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

第2号様式

年度 一条高等学校授業料納入通知書		奈良市	年度 一条高等学校授業料領収証書	奈良市	年度 一条高等学校授業料領収済通知書
学校	奈良市立一条高等学校	年 月 日	通知書番号 No.	円	通知書番号 No.
通知書番号	No.		期 分	円	款 使用料及び手数料 項 使用料
生徒名			納期限	年 月 日	目 教育 使用料 節 授業料
授業料	期分	円			期 分
					年 月 日

生徒名 様 様納

上記のとおり 年 月 日までに納めて下さい。

奈良市長 印

上記のとおり領収いたしました。

奈良市会計管理者 (この領収証書は5年間保存してください)

領収日付印

領収日付印

上記のとおり収納しました。

奈良市会計管理者 (奈良市保管)

(注) 裏面に納付場所等、指定金融機関(統括店)の領収日付印の押印欄を設ける。

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成20年奈良市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

事務	補助執行職員
人権教育に関すること(学校における人権教育に関するものを除く)。	市民活動部長及び人権政策課の職員
学校施設の開放に関すること。	市民活動部長及びスポーツ振興課の職員
教育支援活動並びにボランティア情報の収集及び支援に関すること。	市民活動部長及び協働推進課の職員
幼稚園の適正配置及び適正規模の計画並びに施策推進に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園施設の建設計画に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園の設置及び廃止の手續きに関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
幼稚園・認定こども園の経理事務等に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
認定こども園の給食に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員

幼稚園・認定こども園の保健事務に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園・認定こども園の情報システム及び情報セキュリティ対策に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園・認定こども園施設・設備の維持補修・管理、使用に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園・認定こども園の行政財産の管理に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
通園路の安全確保に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
保育内容の指導等関係事業への指導に関すること。	子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
幼稚園・認定こども園の人事等の管理及び職員組合等に関すること。	総務部長及び人事課の職員並びに子ども未来部長及び子ども園推進課の職員
学級編成、園児募集及び就園奨励に関すること。	子ども未来部長及び保育所・幼稚園課の職員
私立幼稚園の助成に関すること。	子ども未来部長及び保育所・幼稚園課の職員

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第3項中教育総務部の部分を次のように改める。
教育総務部

教育総務課 総務係 施設係 情報管理係
教職員課 総務係 人事係 給与係
生涯学習課
文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係
埋蔵文化財調査センター
図書館政策課

第3条第4号中「及び幼稚園」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

(教育総務課の事務)

第4条 教育総務課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公告式に関する事。
- (4) 事務局の組織管理に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の收受及び発送に関する事。
- (7) 教育行政に関する相談に関する事。
- (8) 就学援助に関する事。
- (9) 部内の他課の主管に属しないこと。
- (10) 事務局、部及び課の庶務に関する事。
- (11) 学校の経理事務の連絡調整に関する事。
- (12) 私立学校に関する事。
- (13) 高等学校の入学料及び授業料に関する事。
- (14) 小学校、中学校の経理事務等に関する事。

施設係

- (1) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の建設計画に関する事。
- (2) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)に係る国庫等補助申請事務に関する事。
- (3) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の維持補修に関する事。
- (4) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の維持管理に関する事。
- (5) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の使用に関する事。
- (6) 社会教育施設の総括管理に関する事。
- (7) 通学路の安全確保に関する事。

情報管理係

- (1) 学校の情報システムの導入及び維持管理に関する事。
- (2) 学校の情報セキュリティ対策に関する事。
- (3) 事務局の情報システムの管理調整に関する事。

(教職員課の事務)

第5条 教職員課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 学級編成に関する事。
- (3) 学校基本調査(幼稚園に関することを除く。)に関

すること。

- (4) 教職員(教員を除く。)の研修に関する事。
- (5) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)の福利厚生に関する事。
- (6) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)の健康管理に関する事。
- (7) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)の公務災害補償に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

人事係

- (1) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)及び県費職員の人事に関する事。
- (2) 県費教職員の任免その他進退の内申に関する事。
- (3) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)の組織する職員団体及び職員組合に関する事。

給与係

- (1) 教職員(幼稚園の教職員を除く。)の給与その他の給付に関する事。
- (2) 公立学校共済組合(幼稚園の教職員に関することを除く。)に関する事。

第8条の次に次の1条を加える。

(図書館政策課の事務)

第8条の2 図書館政策課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 図書館業務の総合的な企画、計画及び広報等に関する事。
- (2) 図書館施策事業に係る関係団体及び関係機関との総合調整に関する事。
- (3) 図書館施策の調査及び研究に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

第9条第1項指導係の部分の第7号を削り、同項人権教育係の部分の第1号中「及び幼稚園」を削る。

第10条保健係の部分の第1号中「幼児、」を削り、同条給食係の部分の第6号中「、幼稚園及び認定こども園」を削り、同部分に次の1号を加える。

- (7) 学校給食費の徴収及び管理に関する事。

第12条中第17項を第18項とし、第1項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

特に必要があるときは、事務局に理事及び参事を置く。

第13条の表中

「

教育総務部	
-------	--

 」を

「

教育総務部	図書館政策課
-------	--------

 」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般

関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条図書館長共通の部分中「図書館長共通」を削り、同条中央図書館長の部分を削る。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月28日揭示済）

奈良市教育委員会告示第6号

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱（平成25年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (7) 奈良市立平城幼稚園
- (8) 奈良市立大安寺幼稚園
- (9) 奈良市立西大寺北幼稚園

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月28日揭示済）

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第5号**

平成26年3月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数は、次のとおりです。

平成26年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

第1選挙区 1,302人

第2選挙区 1,296人

第3選挙区 1,419人

第4選挙区 1,690人

第5選挙区 1,508人

（平成26年3月31日揭示済）